

## 【漢検漢字文化研究奨励賞】佳作

### 狩谷栞齋の『轉注説』<sup>1</sup>について—「転注」同字異義説を中心として—<sup>2</sup>

同志社女子大学 現代社会学部 准教授 張 莉

#### はじめに

狩谷栞齋（1775～1835）は、国学及び漢学に秀でた江戸時代の考証学者であった。国学の著書として『箋注倭名類聚抄』『日本靈異記攷証』『古京遺文』『上宮聖徳法皇帝説証註』等があり、国学・漢学を併せて考証した著書として『本朝度量権衡攷』がある。『説文解字』に関する研究著述も多く、『説文新附字考』『説文解字斟詮考注』『説文檢字篇』がある。栞齋と交友のあった松崎慊堂の『慊堂日曆』を見ると、文政十年閏六月二十九日に「ともに説文を読む。晩に栞齋去って石齋来る」、同年八月十八、十九日には「栞齋翁来たり、例の如く書を校す……説文を読む」とあり、当時の栞齋の『説文』に対する勉学の様子が見える。『慊堂日曆』天保四年三月十五日の条に、栞齋の和歌が載せられている。「説文を詠ず」とあり、「文字のせきまだ超えやらぬ旅人はみちのおくをばいかで知るべき」と記されている。

六書が最初に文献に現れるのは、班固（32～92）の『漢書藝文志』（78年に成立）、次に許慎（58～148？、一説には30～124）の『説文解字』（100年に成立）、その後には西晉の衛恒（252～291）の『四體書勢』や後魏の江式（？～523）の『論書表』に記され、更に唐代の顔師古による『漢書藝文志』注に記される。その後、六書論はさまざまな本に登場するが、概ね『説文』を起点としている。栞齋の『轉注説』には、『四體書勢』や『論書表』が参照されており、清の段玉裁（1735～1815）、段玉裁の師、戴震（1724～1777）、戴震の師、江永（1681～1762）の転注論も併せて参照した。さらに栞齋の『轉注説』に、清代の趙宦光の『六書長箋』、曹仁虎の『轉注古義考』、許宗彦の『鑑止水齋集』などの名が見えるところから、幅広く先人の六書・転注論を精読した中から転注論を考証した様子が伺われる。栞齋の『轉注説』はその中でも、清代の考証学者、戴震の「答江慎修先生論小學」<sup>3</sup>より引いた江永の転注論に最も影響を受けている。

本論では、『説文解字』以前に著された『漢書藝文志』の六書の記述について要点を整理して記述した。六書が生じた歴史的な流れを理解し、『説文解字』前後の六書論がどのように展開していったか、その一連の流れを捉えるためである。『説文解字』叙は文脈から言って、明らかに『漢書藝文志』を下敷きにして書かれている。その後の『四體書勢』や『論書表』の記述は、概ね『説文解字』をベースにして書かれている。栞齋の『轉注説』は、主にこの3つの書物を論拠として展開される。

また、本論では栞齋の『轉注説』の内容を考察し、栞齋が転注をどう解釈するに至ったかを説明したいと考える。栞齋の『轉注説』以外は、諸先人の解釈について要点を

1 この論考における『轉注説』は與謝野寛、正宗敦夫、與謝野晶子編纂校訂『狩谷栞齋全集』第三（日本古典全集）の掲載で静嘉堂文庫の蔵書によるものである。

2 本論は『書法漢學研究』第4号（有限会社アートライフ社 2009.1 発行）に掲載した論文を加筆修正したものである。

3 『戴震文集』巻3 中華書局（1980.12）

述べるに留める。転注は『説文解字』叙でわずか「轉注者、建類一首、同意相受、考老是也（転注なる者は、類を建て首を一にし、同意相ひ受く。考・老是なり）」という15文字の記述説明しかなく、この解釈を巡って先人たちのさまざまな論が百出している。その理由は指事・象形・会意・形声の四つは造字法であり分かり易いが、仮借・転注は用字法であり、これが分かり難い。本論を通して、各人が転注とは何であるかを考察するきっかけとなれば幸甚である。また、江戸後期という時代において、日本の地で楳齋が転注に関する一説を考証した知見について、その歴史的な意義が伝わることも本論の願いの一つである。本論では楳齋の『轉注説』の全文を記載し、出来る限りわかりやすく解説する。楳齋の考証を逐一再考証しないことには、彼の意図する論説が見えてこないからである。その後、『轉注説』についての総括もしておきたい。

## 1. 六書に関わる許慎の『説文解字』叙の前時代資料について

後漢の『説文解字』<sup>4</sup>(以下『説文』と言う)の先行資料である班固の『漢書藝文志』(以下『藝文志』と言う)に、「古者八歳入小學。故周官保氏掌養國子、教之六書。謂象形・象事・象意・象聲・轉注・假借。造字之本也(古は八歳にして小学に入る。故に周官の保氏は國子を養ひ、之に六書を教ふるを掌る。象形・象事・象意・象聲・轉注・假借を謂ふ。造字の本なり)」とある。この記事の元資料である『周禮』地官・保氏には、「保氏掌諫王惡、而養國子以道、乃教之六藝、一曰五禮、二曰六樂、三曰五射、四曰五馭、五曰六書、六曰九數(保氏王の惡を諫るを掌り、而して道を以て國子を養ふ。乃ち之に六芸を教ふ。一に曰く五禮、二に曰く六樂、三に曰く五射、四に曰く五馭、五に曰く六書、六に曰く九數なり)」とあり、この「六書」について鄭衆(?~83)は「六書、象形會意轉注處事假借諧聲也(六書は、象形・會意・轉注・處事・假借・諧聲なり)」と注釈している。鄭衆は『説文』が世に出る17年前に亡くなっているので、『説文』の少し前の資料である。実際には、『周禮』に言う「六書」は「六藝」の一つであり、指事・象形といったような文字学に言う六書ではなく六つの書体であろう。『説文』叙にも六書の名称で、古文・奇字・篆書・左書(隸書)・謬篆・鳥蟲書の六書体を挙げている。「六藝」はいずれも当時のエリート官僚の子息に適応した実務の学習が主体となっている。したがって、初学者に教えるものとしては文字学の六書はふさわしくない。むしろ、本論においては班固や鄭衆が六書という概念を挙げたこと、これらが六書という言葉の初出であることこそを重視したい。

荀悦(紀元148~209)の『漢紀』卷25孝成皇帝紀には「凡書有六本、謂象形・象事・象意・象聲・轉注・假借也(凡そ書に六本あり。象形・象事・象意・象聲・轉注・假借を謂ふなり)」とあり、六書ならぬ「六本」の呼称が見え、象形から假借に至る呼称の順序が『藝文志』と同じであり、それ以前の文献(下記に述べる劉歆の『七略』)の引用とみて間違いはないだろう。班固・鄭衆・許慎の六書における各々の呼称や記述の順序がそれぞれ異なるところから、六書という概念の発展過程とも考えられる。

『藝文志』序に劉向、劉歆親子の名があり、劉歆の『七略』からその内容を抜粋し

4 本稿の『説文解字』は北宋の徐鉉校訂の大徐本に基づく。

て作られたことが書かれている。『七略』は佚本になっており、『藝文志』によってその内容が知られる<sup>5</sup>。したがって『周禮』記載の「六書」を文字学に言う「六書」に解釈したのは、劉歆の『七略』に端を發したものと見ることが出来る。また、鄭衆の父鄭興は劉歆に学び、許慎の師賈逵もその父賈徽が劉歆に学んだため、その系譜を遡源すると班固・鄭衆・許慎ともに劉歆にたどり着く<sup>6</sup>。

『史籀篇』が最古の小學書として知られ、『藝文志』に「史籀篇者、周時史官教學童書也(史籀篇なる者は、周の時史官が学童に書を教ふるなり)」とあり、籀文の小学書をもって文字を教えた様子が見える。また『藝文志』に「漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童、能諷書九千以上、乃得爲史、又以六體試之、課最者以爲尚書御史史書令史。吏民上書、字或不正、輒舉劾(漢興りて、蕭何律を草し、亦其の法を著して曰く、太史学童を試み、能く書九千以上を諷するものは、乃ち史たるを得んと。又、六体を以て之を試み、課最なる者は以て尚書・御史・史書令史と為さん。吏民の上書、字或いは正からざれば、輒ち挙げて劾せん)」とあり、漢代の小学の様子が伺える。「六體」は六つの書体と考えるのが自然であり、ここから考えても、『周禮』で言う「六書」は、六種の書体を言うのであろう<sup>7</sup>。

文字学における六書は、文献資料による限りは劉歆に遡るのが最古である。それ以前の漢字書として『蒼頡篇』があるが、今はその全体が残っておらず、わずかに出土木簡に残余を見るのみである。『藝文志』に「漢興、閭里書師、合蒼頡・爰歴・博學三篇、斷六十字以爲一章。凡五十五章。并爲蒼頡篇(漢興りて、閭里の書師、蒼頡・爰歴・博學三篇を合し、六十字を断じて、以て一章と為す。凡て五十五章。並びて蒼頡篇を為す)」とあり、『説文』以前の漢字学の体系として『蒼頡篇』の存在が伝えられる。『蒼頡篇』及びその後に出て来た前漢の『急就篇』においても部首による漢字の分類が見られるが、それは同じ部首の字をいくつか集めて羅列して掲載するに留まる。これらを見れば、『蒼頡篇』や『急就篇』は六書概念が出来る前段階の資料であろうと思われる。六書とは、恐らく文字を各々の要素に分解したときに分類の要として生じた概念であろう。文字要素を分類すれば、象形・指事・会意・形声の四類はすぐに見え、それ以外の用字法として転注・仮借が従来の漢字体系の中で既に生じていた用法として帰納的に理解され、命名されたことが推測される。

『藝文志』では六書をただ単に「造字之本」とのみ説明している。『説文』叙では「倉頡之初作書、蓋依類象形、故謂之文。其後形聲相益、即謂之字。字者言孳乳而寢多也(倉頡の初めて書を作る、蓋し類に依って形を象る。故に之を文と謂う。其の後形声相ひ益す、即ち之を字と謂う。字なる者は孳乳にして寢く多きを云うなり)」とあり、また下文に六書について各々 15 文字の説明を付しており、『藝文志』より内容が詳しい。『藝文志』では六書の名称のみが記入されており、各々の内容が書かれていない。『説文』叙は、

5 『七略』と『漢書藝文志』の関わりについては、鈴木由次郎『漢書藝文志』明徳出版社(1968.6) p. 16 参照

6 班固・鄭衆・許慎と劉歆の系譜については、福本雅一譯「説文解字叙」中田勇次郎『中國書論大系』第一卷 二玄社(1977.7)、阿辻哲次「六書についての一考察」中国語学会『中国語学』228(1981.11) 参照

7 阿辻哲次『漢字學《説文解字》の世界』東海大学出版会(1985.3) p. 109 参照

漢字の起源・六書・書体の種類など、『藝文志』をベースとしてより詳しく書かれたものである。その理由は、『説文』において部首の体系が確立したことにあると思われる。それにより文字の構成要素に留意がされ、六書の理解がより飛躍的に進んだのである。『説文』において初めて部首の分類が明確になされたことは、文字学上の画期的な功績であると言わねばならない。

## 2. 狩谷棧齋の『轉注説』について

ここでは棧齋の『轉注説』全文を順次記載し、考察を加えていきたいと思う。

『轉注説』は次の文章を以って書き始められる。

六書ノ説、指事象形會意形聲假借ノ五ハ古人ノ説ク所略異説無シ。轉注ノ一ツ人々同ジカラズシテ聚リ訟ルガ如シ。説文序ニ考老是也トアレバ、老ハ从人毛ヒ三體會意ノ字、考ハ从老省丂聲ナレバ、形聲字ナルヲ各字ノ下ニ釋シタレバ、序ニ云フ所ト合ハザルニヨリテ説々ノ生セシナリ。今攷ルニ、其説皆據ルベカラズ。愚謂ラク、轉注ノ義ヲ説ニハ先ヅ説文ノ序ニ後人ノ屢入アルヲ沙汰シ刪リ去テ、許慎ノ舊ニ復スルニ非レバ、其正義ヲ得ルヲ能ハズ。其屢入セシ文ハ「一曰指事」ノ下ナル「指事者、視而可識、察而可見、上下是也」ト云フ十五文字、マタ「二曰象形」ノ下「三曰形聲」ノ下、「四曰會意」ノ下、「五曰轉注」ノ下、「六曰假借」ノ下ナル十五字、皆皆後人ノ屢入ナリ。是レヲ屢入ト知ル故ハ、後魏書ノ江式ガ傳ニ、其著セル「論書表」ヲ載セテ、歴代ノ書ノ沿革ヲ論ゼシニ、庖犧氏ノ八卦ヲ畫シ神農氏ノ繩ヲ結び、倉頡ガ初メテ書契ヲ作りシヨリ、漢ノ代ニ至ルマデノコトハ、皆説文ノ序ト全ク同ジクシテ、一モ増減スルコト無ク、次序モ改ムルコト無ケレバ、説文ノ序ニ依リシコト知ルベシ。然ルニ「論書表」ニハ「周禮八歳入小學、保氏教國子、先以六書、一曰指事、二曰象形、三曰諧聲、四曰會意、五曰轉注、六曰假借云云」トアリテ、所謂十五字ハ皆有ルコト無シ。是レ江式ガ見タリシ説文ノ序ニハ、イマダ後人ノ屢入無カリシヲ證スベシ。

これについて、いささかの解説を加える。

『説文』叙の六書についての記述は、以下の通りである。

「周禮八歳入小学保氏教國子先以六書、（周礼に八歳にして小学に入り、保氏は国子に教ふるに、先ず六書を以てす）

一曰指事、指事者、視而可識、察而可見、上下是也（一に曰く指事、指事なる者は視て識る可く、察して見る可し。上・下是れなり）

二曰象形、象形者、畫成其物、隋體詰誦、日月是也（二に曰く象形、象形なる者は、其の物を画き成し、体に随いて詰誦す。日・月はれなり）

三曰形聲、形聲者、以事爲名、取譬相成、江河是也（三に曰く形声、形声なるものは、事を以て名と爲し、譬えを取りて相ひ成す。江・河はれなり）

四曰會意、會意者、比類合誼、以見指撝、武信是也（四に曰く会意、会意なる者は、類を比し誼を合し、以て指撝を見す。武・信はれなり）

五曰轉注、轉注者、建類一首、同意相受、考老是也（五に曰く轉注、轉注なる者は、類を建て首を一にし、同意相ひ受く。考・老是なり）

六曰假借、假借者、本無其字、依聲託事、令長是也（六に曰く假借、假借なる者は、本と其の字無し、声に依りて事を託す。令・長是れなり）

（傍線は筆者記す）

椽齋は、上記六書の各々の傍線部分の15文字を後人の羈入（さんにゅう 語句・文章などを新たに差し入れること）としている。その根拠として、後魏の江式の『論書表』<sup>8</sup>にその記述がないことを挙げている。歴史の中で際立った書物は後に注釈が加えられて記述が多くなることが多いことから、椽齋は『論書表』を『説文』叙の本来ある姿とし、記述の多い『説文』叙の六書の内容を後人の羈入と解釈するのであろう。

『論書表』の記述は、『説文』叙と同じ記事を同じ順で記述している。例えば『論書表』の初めに「臣聞、庖羲氏作、而八卦列其畫、軒轅氏興、而龜策彰其彩。古史倉頡、覽二象之爻、觀鳥獸之跡、別創文字、以代結繩、用書契、以維事（臣聞く、庖羲氏作りて、八卦は其の画を列し、軒轅氏興りて、龜策は其の彩を彰あらすと。古史倉頡、二象の爻をみ、鳥獸の跡をみて、別に文字を創り、以て結繩に代え、書契しよけいを用い、以て事つなを維ぐ）」とある。これに対する『説文』叙の記述は、「叙曰、古者庖犧氏之王天下也、仰則觀象於天、俯則觀法於地、視鳥獸之文與地之宜、近取諸身、遠取諸物、於是始作易八卦、以垂憲象。及神農氏結繩爲治、而統其事、庶業其繁、飾偽萌生。黃帝之史倉頡、見鳥獸蹏迹之迹、知分理之可相別異也、初造書契（叙に曰く、古者庖犧氏の天下に王たる也、仰げば則ち象を天に觀、俯しては則ち法を地に觀、鳥獸の文と地の宜とを視、近くは諸を身に取り、遠くは諸を物に取り、是に於て始めて易八卦を作り、以て憲象を垂る。及び神農氏の結繩して治を為し、而して其の事を統ぶるに及んで、庶業其めて繁く、飾偽萌生す。黃帝の史倉頡、鳥獸蹏迹の迹を見て、分理の相ひ別異す可きを知る也、初めて書契を造る）」である。ここからみると、『説文』叙が詳述で『論書表』が略述であるのは明らかである。その他においても、『論書表』は『説文』叙に比べると大部分が略述といつてよい。『説文』叙全文では1266文字を数え、その内容を『論書表』では608文字と約半分に削減して記述している（ただし、『論書表』には『説文』の難解な記述には部分的に詳述して解説しているところもある）。これを以ってどちらが先とするかを考えた場合、椽齋の羈入説は危うき橋の上に立っていると言わねばならない。ここで問題提議しておいてそれを踏まえながら、以下『轉注説』の記述を読み解いてみようと思う。

更に、椽齋の『轉注説』についてその叙述を続ける。

又序ノ後ノ文ニ「漢興有艸書尉律」トアル艸書①ノ二字、又王莽ガ時ノ六體ノ書

- 8『論書表』は後魏の江式かうしきによって書かれた小学書で、前半の内容は一貫して『説文』叙に拠っている。著述の目的は時代における字義の俗説から脱し、書物に対する正しい訓詁の必要から『説文』を拠り所にして文字を類別し編集した。江式は『説文』を礎とし『古今文字』40巻を計画したが、523年に未完のまま死没した。

ヲ云ヒシ「三曰篆書、即小篆」ノ下ナル「秦始皇帝使下杜人程邈所作也」②ト云フ十三字モ、「論書表」ニハ無シ。艸書ノコト、序中前後ニ云ハザルヲ、ココニ突然ト云フベキニ非ズ。小篆ハ序ノ前文ニ、李斯ガ作りタルコトヲ云ヒタレバ、此ニ至リテ「程邈所作也」ト云フベキニ非ズ。然レバ、是等モ江式ガ見タリシ本ニハ無クテ正シカリシヲ、後人ノ屢入シタルナリ。(段玉裁ハ、「秦始皇帝云云」ノ十三字ヲ、後ノ「四曰佐書、即秦隸書」ト云フ下ニアリシガ錯亂シタルナリト云ヘリ。然レドモ、「一曰古文」ノ下ニハ「孔子壁中書也」ト云ヒ、「二曰奇字」ノ下ニハ「即古文而異者也」ト云ヒ、「三曰篆書」ノ下ニハ「即小篆」トモ云ヒ、「四曰佐書」ノ下ニハ「即秦隸書」ト云ヒ、「五曰繆篆」ノ下ニハ「所以摹印也」ト云ヒ、「六曰鳥蟲書」ノ下ニハ「所以書幡信也」ト云ヒテ、文勢モ能ク調ヒ、理モ明カニ聞エタルニ、獨リ篆書ノ下、又ハ佐書ノ下ニ此十三字アルベキニ非ズ。篆書ノ下ニアラバカラザルハ上ニ云ヘリ。佐書ノ下ニアラバ、其說誤ラザルニ似タレドモ、若シ程邈ガ隸書ヲ作りシコトヲ云ハントナラバ、前ノ秦書八體ノ「八曰隸書」トアル所ニ云フベキニ、ソコニハ云ハズシテ、爰ニ至リテ始メテ云ハンコトモ理無シ。)

是ヲ何ニヨリテ屢入シタルント思ヒシニ、「上下是也、日月是也、江河是也、武信是也、考老是也、令長是也」ト云フコト、「漢興有艸書」ト云フコト、「下杜人程邈爲衙吏得罪、始皇幽繫雲陽十年、從獄中作大篆、少者增益、多者損減、方者使員、員者使方、秦之始皇、始皇善之、出爲御史、使定書」ト云フコト、皆晉書衛恒ガ傳ニ載セシ「四體書勢」ニ出デタリ。然ラバ此屢入ハ、後人「四體書勢」ニ由リテ書キ加ヘシモノナリ。又「指事者、視而可識、察而可見云云」ノ語ハ、顔師古モ此ノ如ク云ヒテハ「漢書藝文」ヲ注セリ。(漢書注ニハ「察而見意」③トアリ。識ト意ト韻ヲ押シタルニテ、「可見」ト云ヒテハ韻合ハザレバ、説文ノ序ハ決シテ誤リシモノナリ。)若シ説文序ニ此文アラバ、顔師古必ズ之レヲ引クベキニ、出典ヲ云ハザレバ、顔氏ガ見タリシ説文ニハ此等ノ文無カリシト思ハルレバ、是レモ後人ノ屢入ナルコト知ルベシ。(但シ此六書ヲ説キタル語、何ニ出デタルカ。顔師古モ此説ヲ用ヒ廣韻ノ卷末ニモ載セタレバ、唐宋ノ間專行ハレシ説ト見エタリ。)然ラバ轉注ヲ「考老是也」ト云ヒシハ衛恒ガ謬説ニテ、「視而可識、察而可見等」ノ語モ許慎ガ言ニアラズ。如此ク改正シテ、考老ノ説、建類一首、同意相受ノ語ヲ刪ラバ、六書ノ義始メテ説クコトヲ得ベシ。(①②③ハ筆者記す)

上記の内容について、筆者が挿入した①②③を、順を追って考証する。

まず、①について考証する。

『説文』叙では「漢興有艸書尉律」とあるが、掖齋は『論書表』にはこの文中の「艸書」の二文字がないと言う。『説文』叙の「漢興有艸書尉律」は、「漢興有艸書、尉律、學僮十七已上始試……(漢興りて艸書有り。尉律に、學僮十七已上、始めて試み……)」と切って読むのが本来の読み方である。『論書表』では「漢興有尉律學、復教以籀書。又習八體、試之課最、以爲尚書史。吏民上書、省字不正、輒舉劾焉。又有草書。莫知誰始、考其書形、雖無厥誼、亦是一時之變通也(漢興りて尉律の学有り。復た教うるに籀書を以てす。又た八体を習わしめ、之を試みて課最なれば、以て尚書史と爲す。吏民上書し、省字正からざれば、輒ち挙げて劾を劾す。又た草書有り。誰の始めしかを知る莫きも、其の書形を考うるに、厥の誼無しと雖も、亦た是れ一時の変通なり)」(傍線は筆者記す)と

なっている。

この二つの文章を比べると、椽齋の考証には無理があることが分かる。椽齋は『説文』の「漢興有艸書尉律」と『論書表』の「漢興有尉律學」の二文だけを比較して考証しており、『論書表』の下文に「草書」とあることに触れていない。『論書表』では『説文』叙の「漢興有艸書」ではなく、『藝文志』の記述<sup>9</sup>を参考にしたものと思われ、「尉律」のことに「草書」のことの説明を分けて整理して述べたものと考えられる。『藝文志』の「漢興、蕭何草律（漢興りて、蕭何律を草す）」に「草」・「律」とあり、この部分が『説文』叙では「漢興有艸書尉律」となっているのは、紛らわしい符合であるといえる。『論書表』では、この紛れを解消するために、草書の記事を後文に書いたように思える。また、『説文』叙では「艸書」は「秦書八體」以後の前漢代に生まれたものとされており、「秦書八體」の枠外と考えられる。また「艸書」は隸書より生まれた書体であり、「秦書八體」の隸書のすぐ後に記述するのは別に不自然ではない。椽齋が「艸書ノコト、序中前後ニ云ハザルヲ、ココニ突然ト云フベキニ非ズ。」というのは特にその理由が見当たらない。

次に、②について考証する。

『説文』叙では、「一曰古文、孔子壁中書也。二曰奇字、即古文而異者也。三曰篆書、即小篆、秦始皇帝、使下杜人程邈所作也。四曰左書、即秦隸書。五曰繆篆、所以摹印也。六曰鳥蟲書、所以書幡信也（一に曰く古文、孔子壁中の書なり。二に曰く奇字、即ち古文にして異なる者なり。三に曰く篆書、即ち小篆、秦の始皇帝、使下杜の人程邈をして、作ら使めし所なり。四に曰く左書、即ち秦の隸書なり。五に曰く繆篆、摹印する所以なり。六に曰く鳥蟲書、幡信に書する所以なり）」（傍線は筆者記す）とある。

確かに篆書のすぐ後に、隸書の説明であるべき「秦始皇帝、使下杜人程邈所作也」の文章がなぜ存在するかは、不可解であると言うほかない。段玉裁は『説文解字注』（以下『段注』という）の中で「按此十三字當在下文左書、即秦隸書之下（按ずるに此の十三字は當に下文の左書、即ち秦隸書の下に在るべし）」としている。『藝文志』では隸書について「蒼頡七章者、秦丞相李斯所作也。爰歷六章者、車府令趙高所作也。博学七章者、太史令胡毋敬所作也。文字多取史籀篇而篆體復頗異。所謂秦篆者也。是時始造隸書矣。起於官獄多事、苟趨省易、施之於徒隸也（蒼頡七章なる者は、秦の丞相李斯の作る所なり。爰歷六章なる者は車府令趙高の作る所なり。博学七章なる者は、太史令胡毋敬の作る所なり、文字多く史籀篇より取りて、篆體復た頗る異なる。所謂秦篆なる者なり。是の時始めて隸書を造る。官獄多事にして苟に省易に趣き、これを徒隸に施すより起こるなり）」とあり、隸書の創作者としての程邈の名が見えない。

小篆は『説文』叙に「斯作倉頡篇、中車府令趙高作爰歷篇、太史令胡毋敬作博學篇。皆取史籀大篆、或頗省改、所謂小篆者也（斯は倉頡篇を作り、中車府令趙高は爰歷篇を作り、太史令胡毋敬は、博學篇を作る。皆史籀の大篆を取り、或いは頗る省改す。所謂小篆なる者なり）」とあり、『四體書勢』<sup>10</sup>・『論書表』は『説文』叙と同文である。すな

9 『藝文志』に「漢興、蕭何草律、亦著其法曰、太史試學童、能諷書九千以上乃得爲史……（漢興りて、蕭何律を草し、亦其の法を著して曰く、太史、學童を試み、能く書九千以上を諷するものは、乃ち史たるを得ん……）」とある。

10 『四體書勢』は、西晉の衛恒（252～291）の著述である。四体とは、古文・篆書・隸書・草書を言う。各々の書体について、起源や故事を述べている。「書勢」とは、四体の書体

わち李斯らが小篆を作ったとする。隸書は『四體書勢』に「或曰、下土人程邈爲衙獄吏、得罪始皇、幽繫雲陽十年、從獄中作大篆、少者增益、多者損減、方者使員、員者使方、奏之始皇、始皇善之、出以爲御史、使定書。或曰、邈所定乃隸字也（或いは曰く、下土の人程邈、衙の獄吏と爲り、罪を始皇に得、雲陽に幽繫せらるること十年、獄中従り大篆を作る。少なき者は增益し、多き者は損減し、方なる者は員まるから使め、員まるき者は方なら使め、之を始皇に奏す。始皇、之を善しとし、出だして以て御史と爲し、書を定め使む。或いは曰く、邈の定める所は乃ち隸字なり）」(傍線は筆者記す)とある。この中の「從獄中作大篆」の「作」には「肉曰脱之、魚曰作之（肉曰く之を脱す、魚曰く之を作る）」(『禮記』内則)に見るような「削る」の意味がある。例えば「魚曰作之」は「魚の場合は(うろこを)削り落とす」の意味である。文全体を通して考えれば、大篆けずを削けずって(刪改して)隸書をつくったと文意を解釈するのが正しいと思われる。唐開皇十五年(727)張懷瓘撰の『書斷』に記された「蔡邕聖皇篇云、程邈刪古立隸文(蔡邕聖皇篇<sup>11</sup>に云う、程邈古を刪けずりて隸文を立つ)」とも意味が相通じている。蔡邕は『説文』成立の8年前に没しており、許慎が蔡邕の聖皇篇のこの記事を知らなかったとは考えにくい。したがって、『説文』の程邈小篆作成の記事は許慎の文章作成上の書き間違いとしか考えられない。

『論書表』に「隸書者、始皇使下杜人程邈、附小篆所作也。以邈徒隸、即謂之隸書(隸書なる者は、始皇、下杜の人程邈をして、小篆に附せしめて作る所なり。邈の徒隸たるを以て、即ち之を隸書と謂う)」とあり、『四體書勢』の内容を更に明確にしている。『説文』の篆書の記述を『四體書勢』と『論書表』では訂正し、篆書を李斯らに、隸書を程邈に帰している。『藝文志』顔師古<sup>12</sup>注には「篆書謂小篆、蓋秦始皇使程邈所作也、隸書亦程邈所獻、主於徒隸、從簡易也(篆書は小篆と謂ふ。蓋し秦の始皇が程邈をして作らしめた所なり。隸書も亦程邈の獻ずる所なり。主に徒隸に於いて簡易に従うなり)」とある。ここでは、程邈が小篆を作ったことになって『説文』の不確かさをそのまま踏襲しており、李斯らが小篆を作ったとする『説文』の別の箇所の記述に矛盾している。啓功<sup>13</sup>は顔師古注を「这是骑牆的论(これは二股をかけてどちらも差し障りないように立てた論である)」<sup>14</sup>と言う。顔師古がこのように記述した理由は、許慎に対する絶対的な信頼の故に『説文』を忠実に採り、その考えに立って『藝文志』を注釈しようとした結果と思われる。『書斷』に「案、隸書者、秦下邳人程邈所造也。邈字元峯、始爲衙縣獄吏、得罪始皇、幽繫雲陽。獄中覃思十年、益大小篆方圓、而爲隸書三千字、奏之。始皇善之、用爲御史。

---

についての芸術的な書論を言う。既に後漢の蔡邕・張芝、魏の鍾繇が書人として名を馳せたが、衛恒の従妹が王羲之に書を教えた衛夫人であり、衛恒は身近に書法に触れる環境にいたのであろう。ちなみに王羲之の誕生は彼の没後である。衛恒が『四體書勢』を著したのは太康10年(280)のことであり、晉代に発見された汲冢書の発見を動機としている。

11 蔡邕聖皇篇は、蔡邕(132~192)が後漢の靈帝に命ぜられて著した書物で、現在には残っていない。

12 顔師古(581~645)は、唐太宗の命による五經の誤りを正す『顔氏定本』や当時のさまざまな異体文字を整理して楷書の標準を求めた『顔氏字樣』を著した。班固の『漢書藝文志』の注も著している。

13 啓功(1912~2005)書家。書法理論に秀でた学者として知られる。

14 『古代字體論稿』啓功著 文物出版社(1999.3) p.24

以奏事繁多、篆字難成、乃用隸字、以爲隸人佐書。故名隸書。蔡邕聖皇篇云、程邈刪古立隸文（案ずるに、隸書なる者は、秦の下邳の人程邈の造る所なり。邈、字は元岑、始め衙景の獄吏と爲り、罪を始皇に得、雲陽に幽繫さる。獄中に覃思すること十年、大小篆の方円を益して、隸書三千字を爲り、之を奏す。始皇之を善し、用いて御史と爲す。奏事繁多、篆字は成し難きを以て、乃ち隸字を用い、以て隸人の佐書と爲す。故に隸書と名づく。蔡邕の聖皇篇に云う、程邈古を刪りて隸文を立つ）」とあり、『四體書勢』・『論書表』の隸書創生記事を受けて、程邈を隸書の作成者として記し、隸書創生の伝承を後世に位置づけたと考えられる。さらに付記するなら、春秋戦国期の貨幣である列国布に既に古隸の書体が認められ、隸書の創生は程邈より明らかに古い。現在では、程邈は隸書創始の伝説の人である。

上記から考えて、掖齋の言うように『説文』叙の「三曰篆書、即小篆、秦始皇帝、使下杜人程邈所作也」は、後人により『説文』叙に屢入したとは到底考えられない。掖齋は、『四體書勢』の「作大篆」以下を「大篆」を改作して「隸書」を作ったと解釈すべきところを、程邈が秦篆を作った叙述と誤認した。その上で『四體書勢』を要約したものが『説文』叙に屢入されたものと考えたように思われる。実際には、『四體書勢』において『説文』叙の記述が訂正されて説明されていたのである。また『説文』叙の「三曰篆書、即小篆、秦始皇帝、使下杜人程邈所作也」の文章が後の屢入であるなら、初歩的なミスによる記述の書き違いはかえってないのではなかろうか。この記述が古いものであり権威のあるものであったから、あえて改竄せずにそのままの記述が残された可能性が強い。

さらに、③について考証する。

『説文』叙の「指事」の「察而可見」は前の「視而可識」と韻が合わず、『藝文志』を注した顔師古の「察而見意」の「意」と「識」の韻の整合性に注目して、その誤りを指摘している。もし顔師古が『説文』叙を見ているとするなら、必ず「察而可見」と書くはずであろうから、掖齋は『説文』叙にはこの記述がなかったと言うのである。

『藝文志』の六書（象形・象事、象意・象声・転注・假借）についての顔師古注は、次のように記されている。「師古曰、象形、謂畫成其物、隨體詰屈、日月是也。象事、即指事也、謂視而可識、察而見意、上下是也。象意、即會意也、謂比類合誼、以見指撝、武信是也。象聲、即形聲、謂以事爲名、取譬相成、江河是也。轉注、謂建類一首、同意相受、考老是也。假借、謂本無其字、依聲託事、令長是也。文字之義、總歸六書、故曰立字之本焉（師古曰く、象形、其の物を画き成し、体に随いて詰屈すと謂ふ。日・月是なり。象事、即ち指事なり。視て識る可し、察して意を見ると謂ふ。上・下是なり。象意即ち會意なり。類を比し、誼を合し、以て指撝を見ず、を謂ふ。武・信是なり。象声、即ち形声、事を以て名と爲し、譬えを取りて相い成す、を謂ふ。江・河是なり。転注、類を建て首を一つにし、同意相ひ受く、を謂ふ。考・老是なり。假借、本と其の字無し、声に依りて事を託す、を謂ふ。令・長是なり）」。

この中の象事、象意・象声について、『説文』では指事・會意・形声と称するほかは、六書の内容は「察而見意」（『説文』叙では「察而可見」）以外は『説文』叙と全く同文である。『段注』では、『藝文志』顔師古注に基づき、「察而可見」とある『説文』大徐

本<sup>15</sup>の記述を「察而見意」に書き換えており、「識」と「意」が韻語であることが述べられている。椽齋は、段玉裁のこの記事をも参考にしたのかもしれない。しかしながら、「察而見意」については、文章前後の押韻の観点から顔師古が『説文』叙の「察而可見」を「察而見意」に書き替えた可能性が強いと思われる。『説文』叙への屢入が椽齋の言う「唐宋ノ間」とすれば、『説文』叙には完成度の高い「察而見意」を屢入するはずで、「察而可見」を屢入するはずがない。椽齋は許慎の『説文』叙に絶対的な完璧さを求め、それに合わないから15文字が屢入だと言うのであり、これは単なる推測というほかはない。以上の理由より『説文』六書の各々の15文字を後人の屢入とすることに一貫した論理性はない。

また、椽齋は「若シ説文序ニ此文アラバ、顔師古必ズ之レヲ引クベキニ、出典ヲ云ハザレバ、顔氏ガ見タリシ説文ニハ此等ノ文無カリシト思ハルレバ、是レモ後人ノ屢入ナルコト知ルベシ」という。顔師古は、明らかに多くの箇所『説文』に依拠して『藝文志』の注を書いているが、確かに一度も『説文』の出典とは書いていない。しかしながら、顔師古が出典を言わないのは、ただ単に『説文』が衆目一致の著名な漢字書であるとの判断によるからではないだろうか。

『藝文志』に「六體者、古文、奇字、篆書、隸書、繆篆、蟲書（六体なる者は、古文、奇字、篆書、隸書、繆篆、蟲書なり）」とある。「繆篆」は顔師古注で「繆篆謂其文屈曲纏繞、所以摹印章也（繆篆は其の文が屈曲纏繞するを謂う。印章を摹する所以なり）」とあり、『説文』叙では「繆篆、所以摹印也（繆篆、摹印する所以なり）」とある。蟲書は顔師古注で「蟲書謂爲蟲鳥之形、所以書幡信也（蟲書は蟲鳥の形を爲すを謂う。幡信に書く所以なり）」とあり、『説文』叙では「鳥蟲書、所以書幡信也（鳥蟲書、幡信に書く所以なり）」とある。「所以」以下は両者とも『説文』とほぼ同文である。「繆篆謂其文屈曲纏繞」「蟲書謂爲蟲鳥之形」の記述は『説文』にないことから、顔師古のものであろう。これを以てしても、『藝文志』顔師古注において、『説文』叙の記述をベースにして自己の注釈を行なう顔師古の態度が鮮明に見えてくる。

また、転注の「考老是也」という例も『説文』叙にはなかったとし、これは衛恒の創作した謬説であるとする。したがって転注を考えるにあたっては、「転注者、建類一首、同意相受。考老是也」等の15文字は省いて考えるべきだと言うのである。椽齋は各々15文字の説明がない『論書表』の六書の記述を『説文』の実際の姿とし、その上で『説文』六書の各々の挙例が『四體書勢』の内容を屢入したものであると判断したのである。

『説文』叙の六書について椽齋のような大胆な屢入説を提示した者は、日本はおろか中国においても他にはいない。椽齋はいくつかの和漢の古文獻について考証しており、特に江戸時代中期から盛んになった国学の考証に影響を受けたように思える。『日本書紀』・『古事記』はその記述がわかりにくいことが多い。それらを踏まえて、大胆に考証しなければ筋が通らないといった側面がある。椽齋の屢入説には、国学の考証と同様の大胆さが見えている。椽齋はいう。

---

15 北宋(960~1127)の時代、徐鉉らが勅命を受けて校訂したもの。現在『説文解字』と言う時は、この大徐本を指す場合が多い。

ソレ六書トハ、古書ヲ讀ミ解カンニモ、今文ヲ書キ綴ランニモ、此六法ニ通ゼザレバ手ヲ措ク能ハズ。故ニ保氏ヲシテ之レヲ教ヘシムルナリ。其六ハ事ヲ指シ示シタル上下ノ類ハ指事ナリ。物ノ形ヲ象リタル日月ノ類ハ象形ナリ。此二ツヲ文ト云フ。又其物ノ文ニ从ヒテ、名ニ呼ブ聲ノ文ヲ添ヘタル江河ノ類ハ形聲ナリ。二文ヲ合セテ義ヲナシタル武信ノ類ハ會意ナリ。此二ツヲ字ト云フ。（對文ナレバ其別カクノ如シ。散文ニハ文ヲモ通ジテ字トモ云フ。）説文ハ、此四ツノ本義ヲ釋シタル書ナルニヨリ「説文解字」ト云ヘリ。文ト字トヲ説解セシト云フ名ナリ。（今説文ト云フハ省キテ便ニ從ヒシナリ。）

六書の中で基礎となるものは指事・象形・會意・形聲で、指事・象形は「文」で、會意・形聲は「二文」を合わせて作った「字」である。『説文解字』とは、そもそも文を説明し字を解釈する書である。またいう。

此文ト字トヲ使ヒ用フルニ、其本義ヲ用フルモノアリ、義ヲ轉ジテ用フルモノアリ、聲ヲ借り用フルモノアリ。本義ハ説文ニ釋セシ義、是レナリ。義ノ轉ズルモノハ、譬ヘバ「令ハ發號也、从ム卩（會意ノ字ナリ）トアルガ本義ニテ、法令ノ字ナルヲ、法令ヲ出ダシテ民ヲ法令ノ如クナラシムルヨリ轉ジテ、使令スルヲ總テ「令」（平聲）ト云ヒ、法令ハ吏長ノ民ニ命ズル故ニ、轉ジテ其命ズル吏ヲ令ト云フ。（縣令ナド是レナリ。）又「長」ハ「久遠也、从兀从匕、兀者高遠意也、久則變、匕亡聲、匕者倒亡也」（會意ニシテ、又諧聲ノ字ナリ）トアルガ本義ニテ、遠長ノ字ナルヲ、轉ジテ物ノ長短ノ字トシ、又轉ジテ長（上聲）幼ノ字トシ、又凡人ニ勝レタル人ヲ長者ト云ヒ、（佛典ニ財ニ富メル人ヲ長者ト云フモ、其意全ク同ジ）又轉ジテ主領タル者ヲ長ト云フ。

「文」と「字」からなる指事・象形・會意・形聲の造字法のほかに、「義ヲ轉ジテ用フルモノ」すなわち転注と「聲ヲ借り用フルモノ」すなわち仮借の用字法がある。ここで椋齋は、転注に対して大胆な仮説を打ち立てる。「シカラバ、衛恒ガ假借ノ例ニ出シタル、令、長ノ二字ハ、俱ニ假借デハアラデ、轉注ナリ」と述べ、『説文』叙に仮借の例として挙げられた「令」「長」を転注の例だと言うのである。

『説文』叙における「假借者、本無其字、依聲託事。令長是也」の「令」「長」の例には、紛らわしさがある。なぜなら仮借の説明では「本無其字、依聲託事」とあるから、本来音声をのみ借りることである。ところが「令」「長」は音声を仮借しつつ、義を転じている。「令」は『説文』九上に「発号也」とあり、「発号」とは声をだして人に命令を発するところから、県令の「令」となる。「長」は「久遠也」が遠長の義で、転じて物の長短の義となり、また転じて長幼・長者の義となり、また転じて県長の義になる。これら義を転じる故を以て、椋齋は「令」「長」を転注の例と解するのである。しかし『説文』の見方からすれば、「令」「長」はその字の音声を借りて県令、県長の「令」「長」とし、仮借の例と解釈したわけである。椋齋が「令」「長」の例を仮借ではなく転注としたのは、仮借を「本無其字、依聲託事」にのみ限定し、義を転じるものはすべて転注として明確に分けたからである。

『轉注説』中に「令」(平聲)とあり、同じく長幼の「長」(上聲)とある。中国語には声調(四声)があり、第1声(陰平)mā、第2声(陽平)má、第3声(上聲)mǎ、第4声(去聲)màとして知られる。陰平と陽平を併せて平聲と言う。古代では平聲から陰平と陽平が分かれたとされている。「令」はもと去聲「lìng」の発音であったものを、「使令」のときには平聲「líng」に転じた。また、「長」はもと平聲「cháng」であったものが、「長幼」のときには上聲「zhǎng」に転じている。(これは椽齋の頃の声調についてのことで、隋代以前の「令」「長」の声調がこのように転化したかどうかは現在では確認ができない<sup>16)</sup>。単に音声を借りた仮借ならば、このように「令」「長」の発音や声調の転化はないはずだと、椽齋は考えてあえて補足したのであろうか。椽齋はいう。

此ノ如キ類ヲ轉注ト云フ。(轉ハ車輪ノ運ルガ本義ニテ、凡ソ物ノ移ルヲモ轉ト云フ。譬ヘバ、左ニアルモノヲ右ニ移シ、上ナルモノヲ下ニオロセバ、物ハ即チ其物ナガラ、用ヲ異ニスルヲ云フ。注ハ「灌也」ト釋シ、滴字ヲ「水注也」トモ解シテ、水ノ甲ヨリ乙ニ流シ注グガ本義ナリ。山ノ水ノ注シテ谷水トナリ、谷水ノ注シテ川水トナリ、川水ノ注シテ海水トナルガ如ク、物ハ其物ナガラ、名ヲ異ニスルヲ云フ。轉注ハ轉運灌注ノ義ニテ、文字ノ本義ヲメグラシ使フヲ云フナリ。又灌注ノ義、轉ジテ書ノ解シガタキヲ釋スルヲ注ト云フ。難儀ヲ解キテ流注セシムル故ノ名ナリ。戴震ハ此義ニヨリテ、轉注ヲ互訓トセリ。段玉裁此說ニ從ヒタレドモ、許宗彥ガ鑑止水齋文集ノ轉注說ニ是ヲ破リテ、東漢以前古書ヲ釋スルヲバ解ト云ヒ、説ト云ヒ、傳ト云ヒ、故ト云ヒ、章句ト云ヒ、解故ト云ヒ、説義ト云ヒテ、注ト云ヘルコト無シ。鄭玄始メテ箋注ノ名アリテ後、多ク注ト云ヘリ。カク東漢ニ始マリシ注ノ義ヲ以テ、古ヨリ有ル轉注ノ注ニ當テントスルハ篤論ニアラズト云ヘリ。是論覈實、從フ可シ。)

椽齋は、転注の意味について次のように解している。「轉」は「凡ソ物ノ移ル」を言い、「注」は『説文』十一上に「灌也」とある。したがって転注とは「轉運灌注」の義であり、「文字ノ本義ヲメグラシ使フ」ことであると言う。すなわち、ある文字がその文字のまま本義とは別の義が生じていくことを転注としているのである。一言で言うなら、同字異義を以て転注としている。『轉注説』においては『説文』叙の転注の15文字が後人の屢入とされているから、当然「建類一首」や「同意相受」という概念に縛られない。椽齋は『轉注説』を書く前提として、これらに縛られると転注の義を誤るか、あるいは不明になってしまうという考え方をもっていたのではなかろうか。

戴震(1724~1777)は「答江慎修先生論小學(江慎修先生に答えて小学を論ずる)」の中で「震謂、考老二字屬諧聲會意者、字之體。引之言轉注者、字之用。轉注之、云古人曰其語言立爲名類、通曰今人其語言、猶曰互訓云爾。轉相爲注、互相爲訓、古今語也。説文於考字訓之曰老也、於老字訓之曰考也。是曰叙中論轉注舉之。爾雅釋詁有多至四十字共一義、其六書轉注之法歟。別俗異言、古雅殊語、轉注而可知。故曰、建類一首、同意相受(震謂えらく、考・老の二字、諧声・會意に属する者は、字の体なり。之を引き

16 六朝時代の沈約(441~513)が当時の中国語から平・上・去・入の4つの声調を規定したと言われている。

て転注と言ふ者は、字の用なり。之を転注とするは、古人其の語言を以て、立てて名と類を為すを云ふ。今人の其の語言を以てすれば、猶ほ互訓と曰ふごときに通ずと爾云ふ。転じ相ひ注を為し、互いに相ひ訓を為すは、古今の語なり。『説文』、考字に於けるや之を訓じて老なりと曰ひ、老字に於いて之を訓じて考なりと曰ふ。是れを以て叙（『説文』叙…筆者注）の中に転注を論じて之を挙ぐるなり。『爾雅』積詁に多きこと四十字の一義を共にするに至るもの有るは、其れ六書転注の法なるか。別俗言を異にし、古雅語を殊にするは、転注にして知る可し。故に曰く、類を建て首を一つにし、同意相ひ受くと」と述べている。これによると転注とは「轉相爲注、互相爲訓」、すなわち注釈が同じで互訓となるもの、例えば「於考字訓之曰老也、於老字訓之曰考也」の関係にあるものとする。互訓とは、別の文字を互いに訓じあうこと、すなわち、A（考）= B（老）、B（老）= A（考）の関係にあるものを言う。したがって、同義語を集めた『爾雅』積詁は「轉注之法」による分類であるとする。ここで言う「建類一首」は数字一義、「同意相受」は互訓を意味している。

戴震の高弟 段玉裁は、更に加えて言う。『段注』には「轉注猶言互訓也。注者灌也、數字展轉、互相爲訓、如諸水相爲灌注、交輸互受也。轉注者、所以用指事象形形聲會意四種文字者也。數字同義、則用此字可、用彼字亦可、漢以後釋經謂之注、出於此。引其義、使有所歸、如水之有所注也（転注は猶互訓を言ふなり。注なる者は灌ぐなり。數字展轉し、互いに相ひ訓と為るは、諸の水が相ひ灌注為らる如く、交わり輸して互いに受くるなり。転注なる者は、以て指事・象形・形声・會意の四種の文字を用ひる所の者なり。數字が同義なれば、則ち此の字を用ひるも可、彼の字を用ひるも亦可にして、漢以後に経を釈して之を注と謂ふは、此れに於いて出ず。其の義を引き、歸する所有ら使めば、水の注ぐ所有るが如きなり）」とある。

段玉裁は、転注を互いに注釈しあう互訓の意味と断定している。ところが許宗彦によると、訓詁で言う「注」は東漢の鄭玄（127～200）の箋注が最古であるとし、古くからある転注に訓古の意味をなす「注」の意味はないとした。なるほど、『説文』が世に出てから27年後に生まれた鄭玄による箋注の「注」は、時代差は少ないものの『説文』より後出であり、椽齋の言うように段玉裁の「以考注老、以老注考、是曰轉注」とある転注の「注」の注釈の意味が『説文』では成り立たなくなる。椽齋は、許宗彦のこの説を引用して、『説文』叙の「同意相受」に依拠する戴震・段玉裁の互訓説を退ける。椽齋はいう。

シカラバ、衛恒ガ假借ノ例ニ出シタル、「令」、「長」ノ二字ハ、俱ニ假借ニハアラデ、轉注ナリ。（轉注ノ例ニ出ダシシ考ハ形聲字、老ハ會意字ナルコト、上ニ云ヘリ。）又聲ヲ借り用フルモノハ、其字無キニヨリテ、其物ノ名ト同音ナル文字ヲ、何ノ文字ニモアレ、借り用フルヲ云フ。譬ヘバ、之ハ「出也」ト訓ジ、（艸ノ地ヨリ出ヅルナリ）「焉」ハ鳥名、「也」ハ女陰ナルヲ、音ノ同ジケレバ皆借りテ語辭トスルノ類ヲ假借ト云フ。（皇國ニテ、西土ノ文字ノ音ヲ借りテ皇國語ヲ書クヲ「カナ」ト云フ。全ク是レト同ジ。「カ」ハ「假」ナリ。「ナ」ハ「名」ニテ、即チ字ト云フ事ナリ。古「カリナ」ト云ヒケンヲ音便ニ「カンナ」ト云ヒ、後ニ省キテ「カナ」ト云フナレバ「カナ」トハ、即チ假借文字ト云フコトナリ。）

楛齋は、ここで転注と仮借の住み分けについて述べる。仮借とは「其字無キニヨリテ、其物ノ名ト同音ナル文字ヲ、何ノ文字ニモアレ、借り用フルヲ云フ」のであり、単に同音の文字を借りることだという。「之」「焉」「也」がそれに類する。日本の仮名も仮借だと言う。ここでは仮借の範囲を音のみを借りることに限定している。したがって「令」「長」の転義の在り方が転注の挙例だとすれば、仮借には転義がなくただ単に音を借りたものに限定され、仮借の意味が明快になる。また『説文』で転注の挙例とする「考老」は、「考」が「老」の省略形よりなる形声字、「老」が会意字にして形声字であり、互訓であり異字である。楛齋は同語異義を転注と解釈しており、この点でも楛齋にとって異語同義の「考老」の例は転注にふさわしくない。

楛齋の説においては、『説文』叙で仮借の挙例とされる「令」「長」を転注の挙例としたが、この例を転注と見るか、或いは仮借と見るかは、その価値付けの仕方によって変わってくる。『段注』では『説文』の仮借の「令」「長」の挙例について「縣令縣長本無字、而由發號久遠之義、引伸展轉而爲之。是謂段借（縣令・縣長は本と字が無く、而して発号・久遠の義由り、引伸展転して之を爲す。是、仮借と謂ふ）」と述べられている。段玉裁は仮借に「引伸展転」を含めており、ここに楛齋の仮借との解釈に相異がある。『四體書勢』上田早苗譯（中国書論大系1巻 二玄社 1999. 10）の仮借に対する注釈に「本来その字がない場合に、既存の文字の意味または音声を借りて代用する方法。『令』は『命令』の『令（いいつける）』の意義を借り、『長』は『長久（ひさしい、としより）』の『長』の意味を借り、おさ、かしらの意味として、県令（戸数一万以上の大県の長官）のごとく用いられる」とあり、現在においても文字の意味を借りることを仮借に含める見識が通用している。楛齋はいう。

コノ轉注、假借ノ二ツハ、文字ヲ使ヒ用フル法ナリ。文ト字トノ本義ノミニテハ用ヲ成スコト能ハザルニヨリ、轉注シテ本義ヲ活用シ、文字無キヨバ同音の文字ノ假借シテ之レニ充テ、用ヲ成スコトヲ得。故ニ文字アリト雖モ、此ニ法無ケレバ語言ヲ成スコト能ハズ。此ニ法ヲ以テ文字ヲ使用スレバ、事トシテ辨ズベカラザルハ無シ。故ニ文二ツ、字二ツニ此二ツ併セテ六書トハ云フナリ。コノ六法備ハラザレバ、文字ヲ使用シ意ヲ達スルコト能ハザレバ、此理ハ誰モ誰モ知ルベキ事ナレドモ、カク云ヒテハ「轉注者、建類一首、同意相受、考老是也」ト云フ義ニ乖クヲ以テ、ココニ思ヒ寄ラザリシナリ。故ニ六書ノ義ヲ定メンニハ、必ズ先ヅ説文ノ序ニ屢入セシ謬説ヲ刪リテ、許氏ノ舊ニ服スルニ非レバ其正義ヲ得ルコト能ハズトハ云ヘルナリ。

『説文』叙の「文」と「字」の分類を押し進めて、唐代末の徐鍇じょがいによる「六書三耦さんくう」説（指事・象形、会意・形声、転注・仮借を三つの対に分類する）が唱えられた。指事・象形・会意・形声を造字法、転注・仮借を用字法としたのは「四體二用」と述べた戴震である。転注・仮借は用字の法として、これらがなければ漢字は「文字ヲ使用シ意ヲ達スルコト」ができないと楛齋は言う。その理由は転注・仮借なしには必要以上に漢字が増えて、漢字体系が人間の認識をはるかに超える煩雑なものになってしまうからである。そこで転注の意味を明確にしておく必要が生じる。楛齋は「六書ノ義ヲ定メンニハ、必ズ先ヅ説文ノ

序ニ屢入セシ謬説ヲ刪リテ、許氏ノ舊ニ服スルニ非レバ其正義ヲ得ルコト能ハズト云ヘルナリ」と言う。すなわち『説文』叙の転注の15文字に依拠すれば、転注の意味が見えなくなる。それ故に『説文』の記述とは関係なく転注を考える必要を説く。ここに椽齋の屢入説の論点が存在する。椽齋の屢入説を横に置いて考えれば、転注を『説文』叙の15文字内の枠で考えるか否かで、見解が相異してくるのである。椽齋はいう。

明以上ノ諸家、六書ヲ説キシ轉注ノ説皆非ナルコトハ、今論ズルニ及バズ。(趙官光ガ六書長箋、戴震ガ東原文集、曹仁虎ガ轉注古義考等ニ詳ニ論ジタリ。)清ニ至リテ學問精密ヲ極メタレドモ、此轉注ニ至リテハ未ダ善説ヲ得ズ。(戴震ハ「老考也、考考也」ト訓ズルニヨリテ、互訓ノ説ヲ立テ、唐仁虎、許宗彦ハ「建類一首、同意相受」ノ語ニヨリテ説ヲナセリ。皆後人屢入ノ文ニヨリテ興シタル説ナラバ云フニ足ラズ。上ニ云ヒシ如ク、指事、象形、形聲、會意ノ四ツハ、造字ノ本、轉注假借ノ二ツハ、使用ノ法ナレバ、一ヲモ闕クベカラザレバ六書ト定メシナリ。コノ人人ノ考ヘシ轉注ハ、造字ノ本ニモアラズ、使用ノ法ニモアラズ、其説ニ從ハズシテ五書トセンモ、文字ヲ使用スルニ足ラザルコト無ケレバ、必ズ然ラザルコト明ラケシ。)

清代の曹仁虎(1731~1787)は『轉注古義考』の中で「欲定轉注之義、仍當以説文建類一首同意相受二語求之、既曰建類一首、則必其字部之相同、而字部異者非轉注也、既曰同意相受、則必其字義之相合、而字義殊者非轉注也(転注の義を定めんと欲すれば、仍は当に説文の建類一首、同意相受の二語を以て之を求むべし。既に建類一首と曰へば、則ち必ず其の字部は之れ相ひ同じ、<sup>しじょう</sup>而して字部の異なる者は転注に非ざるなり。既に同意相受と曰へば、則ち必ず其の字義は之れ相ひ合す、<sup>しじょう</sup>而して字義の異なる者は転注に非ざるなり)」と述べる。つまり、その字の部首が同じであり、字義が相い合うものを転注とする。

江聲(1721~1799)は『六書論』において「説文解字弑書凡分五百四十部、其始一終亥。五百四十部之首即所謂一首也。下云凡某之屬皆从某、即同意相受也。此皆轉注也(説文解字一書は凡そ五百四十部に分ち、其れ一に始まり亥に終わる。五百四十部の首は即ち所謂<sup>いっしゅう</sup>一首なり。下に凡そ某の屬皆某に従うと云ふは、即ち同意相受なり。此れ皆轉注なり)」(『説文解字詁林』前編中)と述べ、部首の同じものをすべて転注であるとする。

清代の許宗彦は『轉注説』の中で「轉注者由一字爲數字、由數字爲數十百字、從偏旁轉相注、亦言體也(転注なる者は、一字に由りて數字を爲し、數字に由りて数十百字を爲し、偏旁に従ひ轉じて相ひ注ぐ、亦た体を言うなり)」(『説文解字詁林』前編中)と述べる。更に詳しく「從示之偏旁、注爲神祇等字、從神祇、注爲祠祀祭祝等字、從祠祀祭祝、復注爲祓禳禱祐等字、展轉相注皆同意爲一類、其偏旁悉从示、故示爲建類之首……(示の偏旁に従ひては、注いで神・祇等の字と爲す、神・祇に従ひては、注いで祠・祀・祭・祝等の字と爲す。祠・祀・祭・祝に従ひては、復た注ぎて祓・禳・禱・祐等の字と爲す。展轉相ひ注ぎ皆意を同じくして一類を爲す、其の偏旁悉く示に従ひ、故に示を建類の首と爲す……)」と述べている。これは、部首による意味的な共通義を有する形声文字の孳乳(どんどん増えていくこと)による発展を転注と解したものである。

曹仁虎・江聲・許宗彦の説は、各々形声文字の同部首内における同義性を転注と解し

ている。いずれも、『説文』の「建類一首、同意相受」を根拠としたものである。したがって大きい意味では、戴震・段玉裁と同じく異語同義の範疇に入る。椽齋は「建類一首、同意相受」を屢入としているので、これらの説を退ける。「建類一首、同意相受」の範圍からでは転注の眞の意味が解釈できないという椽齋の基本的な態度が、ここでも見られる。椽齋はいう。

タダ江永ガ「本義外、展轉引伸、爲他義或變音、或不變音、皆爲轉注、其無義而但借其音、或相近之音、別爲假借」ト云ヒタル、(戴震答江永論小學書ノ中ニ引ケリ)暗ニ愚説ト合ヘリ。然レドモ説文序屢入ノ事ヲ云ハズ。イマダ江永ガ書ノ全文ヲ見ザレバ、極メ言ヒ難ケレドモ、若シ屢入ヲ刪ル説アラバ、戴氏ガ答書之レガ可否ヲ辨ゼザル可ラザルニ、其事無キヲ見レバ、江氏ノ説此ニ及バザリシナラン。説文ノ序ノ「建類一首、同意相受、考老是也」トアルヲ許慎ガ言トスレバ、江氏ガ説之レニ合ハズ。戴氏ガ其説ニ從ハザリシハ、コノ故ナルベシ。然ラバ江氏ガ説モ偶中ニテ、覈説ニハアラズ。

江永は「本義外、展轉引伸、爲他義、或變音或不變音(本義の外、展轉引伸し、他義と爲り、或いは變音と爲り或いは變音と爲らず)」を転注とし、「其無義而但借其音、或相近之音(其れ義無くして、但其の音、或いは相ひ近き音を借る)」を假借とする。師江永の下には戴震、段玉裁がいて転注互訓説を唱えるが、江永は同字内の意味の転化を転注としている。ここでは転注と假借との境界が明確に語られており、椽齋が「令」「長」を転注の挙例と考えたのもこの点での分析の結果ではなかったか。江永説の骨子「本義外、展轉引伸」では、『説文』叙の「建類一首、同意相受、考老是也」の枠外にあると語られていないのは腑に落ちないが、転注の本義をずばり言い当てていると椽齋は解釈したのであろう。椽齋はいう。

許宗彦ハ、「指事、象形、形聲、會意、皆指造字之始言之、則假借、轉注、亦出於造字之始可知也、或分事形聲意爲體、假借轉注爲用者、非也」ト云ヒタレドモ、六書ト云フ名ハ文字モ備ハリ、ソレヲ使ヒ用ヒテ文章ヲナスコトヲ教フルニ至リテ設ケシモノナリ、倉頡ガ時出来シニハアラズ。周禮ニ保氏ガ國子ニ教フル目ニ出デタリ。(書勢ニ、黄帝始作書契、字有六義、玉編表ニ庖犧始成八卦、倉頡肇創六文トアレバ、倉頡ノ時コノ目アリシ如クナレドモ、後ヨリメグラシ云ヘルモノニシテ、其實ハ周禮ニ始メテ見エタルナリ。)周ノ代、文字行ハルル時ニ至リテ學バンニハ、先ヅ文字ノ本義ヲ知ルベク、文字ノ本義ヲ知ランニハ、其字ノ指事ナルヤ、象形ナルヤ、形聲ナルヤ、會意ナルヤヲ辨ヘ、サテ夫レヲ使用スル法ヲ學バザレバ、文章ヲナスコト能ハザルニヨリ、轉注、假借ノ二ツヲモ學ビシナリ。其實ハ指事、象形、形聲、會意等ヲ分カツコトハ知ラズトモ、文字ノ本義ヲ知り、ソレヲ轉ジテ使ヒ、又無キ字ハ假借スルコトヲ知ラバ、用ニ於テ足ラザルコト無カラン。保氏コレヲ教ヘズシテ、タダ造字ノ本ヲノミ教ヘンニ、如何デソレヲ使用シ得ベキ。

椽齋の『轉注説』はここで終わっている。

清末の許宗彦は六書を「体」（指事・象形、形声・会意）と「用」（仮借・転注）に分けることを非とし、この両者ともに「体」とした。再度確認のために前述を付言するが、許宗彦は「轉注者由一字爲數字、由數字爲數十百字、從偏旁轉相注（轉注なる者は、一字に由りて數字を爲し、數字に由りて數十百字を爲し、偏旁に従い転じて相ひ注ぐ）」と述べ、形声文字が偏旁に従って孳乳していくことを転注としている。これは、「建類一首」を形声文字の偏旁の類型と見る立場と思われる。椈齋は許宗彦の考えを否定し、転注・仮借を「用」と見、造字法なる「体」と別の運用法とするのである。そうでなければ形声と転注の区別がつかなくなるからであろう。また漢字が、「体」（指事・象形、形声・会意）の造字法に加えて「用」（仮借・転注）の運用法をもってこそ、はじめて言語の道具として使用に耐える体系になり得たのだと、椈齋は考えたのである。

### 3. 椈齋の『轉注說』屨入說についての総括

『轉注說』屨入說について、要点を整理すると次のようになる。

- ①『説文』叙では「漢興有艸書尉律」とあるが、椈齋は『論書表』にはこの文中の「艸書」の二文字がないと言う。また、ここに突然「艸書」のことが述べられているのは、不自然とする。
- ②『説文』叙の「三曰篆書、即小篆、秦始皇帝、使下杜人程邈所作也。四曰左書、即秦隸書（三に曰く篆書、即ち小篆、秦の始皇帝、使下杜の人程邈をして、作ら使しめし所なり。四に曰く左書、即ち秦の隸書なり）」は、篆書のすぐ後に隸書の説明であるべき「秦始皇帝、使下杜人程邈所作也」があるのは不可解であり、椈齋はこの部分が後人の屨入だとしている。
- ③『藝文志』顔師古注に「象事、即指事也、謂視而可識、察而見意、上下是也（象事、即ち指事なり。視て識る可し、察して意を見る、上下是なりと謂う）」とある。『説文』叙では「察而可見」のところが「察而見意」になっている。椈齋は、顔師古が『説文』を見ているなら「察而可見」と書いたはずで、そうでないのは後に『説文』に「察而可見」と屨入されたからであるとしている。
- ④よってこれらの 15 文字は後人の屨入であり、『説文』にはなかったとする。
- ⑤江式の『論書表』は『説文』叙の六書の記述をそのまま採ったもので、『説文』叙はそもそも六書の項目のみの記載であるとする。各々の 15 文字の説明はなかったとしている。
- ⑥衛恒の『四體書勢』は六書の各々の下に「上下是也」等 4 字の挙例を記述している。椈齋は『説文』叙にこれらが屨入されているとする。

古文献を考証する立場からすれば、第一に資料はそのまま素直に読まなければならない。第二に資料に字の間違いや内容の改竄もしくは後の屨入があるとする場合は、その理由を証明することが必要である。第三に不明なものは不明として残しておかねばならない。この立場に立って、椈齋の『轉注說』屨入說について以下に考証を加えたいと思う。

## (1) 『轉注説』 屢入説の内容について

上記の①②③については、既に椛齋の考証に無理があることを述べた（本論 p. 10～p. 14 ①②③参照）。直ちに④について述べる。

『論書表』と『説文』叙を比べれば、おおよそ前者が略述で後者が詳述であることは先に述べたとおりである。それをもって椛齋は『論書表』を『説文』叙の元の姿であるとした。内容を同じくした二つの著述を見た場合、略述が先で詳述が後であることが多いのは事実である。しかしながらすべてがそうであるとは限らない。

『論書表』著述の目的は、「爰採孔氏尚書五經音注籀篇爾雅三倉凡將方言通俗、文祖文宗埤倉廣雅古今文字詁三字石經字林韻集、諸賦文字、有六書之誼者、皆以次類篇聯（爰に孔子尚書・五經音注・籀篇・爾雅・三倉・凡將・方言・通俗・文祖文宗の埤倉・広雅・古今文字詁・三字石經・字林・韻集、諸賦の文字の、六書の誼有る者を採り、皆以て次類篇聯す）」という文章に端的に表れており、従来の文字体系を整理・考証して、後魏代に訓詁学に必要な文字の正しい解釈を立て直すことにあった。そのため始めに『説文』叙を周知の知識として略述し、文字の正統を述べたものである。その姿勢は『四體書勢』が、書体論・書勢論を述べる際に『説文』叙を簡略化して述べたのと同じ意図であろう。椛齋屢入論の考証は不正であると言わざるを得ない。

次に、⑤について述べる。

衛恒の『四體書勢』における六書の挙例について考えてみる。『四體書勢』では、六書について「有六義焉。①一曰指事、上下是也。二曰象形、日月是也。三曰形聲、江河是也。四曰會意、武信是也。五曰轉注、老考是也。六曰假借、令長是也。②夫指事者、在上爲上、在下爲下。象形者、日滿月虧、效其形也。形聲者、以類爲形、配以聲也。會意者、止戈爲武、人言爲信也。轉注者、以老壽考也。假借者、數言同字、其聲雖異、文意一也（六義有り。①一に曰く、指事、上下是なり。二に曰く、象形、日月是なり。三に曰く、形聲、江河是なり。四に曰く、會意、武信是なり。五に曰く、轉注、老考是なり。六に曰く、令長是なり。②夫れ指事なる者は、上に在るを上と爲し、下に在るを下と爲す。象形なる者は、日は満ち月は虧く、其の形に效うなり。形聲なる者は、類を以て形を爲し、配するに声を以てするなり。會意なる者は、戈を止めるを武と爲し、人の言を信と爲すなり。轉注なる者は、老を以て寿考とするなり。假借なる者は、數言同字、其の聲異なると雖も、文意は一なり）」（①②は筆者が付す）とある。①は『説文』を省略した記述であり、その記述を加筆して衛恒が解説したものが②であると解釈するのが自然だと考えられる。①は全て4字ずつの句を連ねており、調子も一律であるが、②は3文字・4文字・5文字の句があって、調子が一律ではない。また假借について、「數言同字、其聲雖異、文意一也」と假借が『説文』の令・長の挙例に見るように義を借りることを意味するとして一文を載せているが、『説文』假借の「本無其字、依聲託事」とは内容が相違している。したがって①②がともに衛恒の記述とは到底考えられない。椛齋が「江河是也」等の『四體書勢』の挙例を『説文』に屢入したと考えたのは恣意的な解釈と言うほかない。

## (2) 椛齋が『轉注説』において屢入説を唱えた理由について

以上のように椛齋の『轉注説』屢入説について述べたが、いずれも考証に無理があり、

栞齋の言う後人の『説文』叙への語句躰入は考えられない。では、一体なぜ栞齋は躰入説を考えたのであろうか。

栞齋のみならず従来の『説文』研究者の大半に、『説文』は文字学の頂点であるという強い思い込みがあった。『説文』という金字塔を打ち立てた許慎には、文字学のカリスマ的な先見が付きまとう。その一例が「轉注者、建類一首、同意相受、考老是也」をもって轉注の金科玉条とする考え方であろう。この考えは、現今の文字学者に至っても多くその姿勢が見られる。果たして、この15文字の言葉で轉注がすべて言い尽くすことができるのか。栞齋はこれを否と考えた。轉注を言い表すのに、『説文』叙の「轉注者、建類一首、同意相受、考老是也」では説明がつかない。しかしながら、一方で栞齋は許慎を文字学の先達として絶対視している。そこで、栞齋の思考の根底にあった二律背反の結果が、『轉注説』の躰入説になって結実したものと考えられるのである。すなわち、栞齋の考証の過程において、『説文』叙の轉注義の有する誤りを偉大なる許慎に帰すわけにはいかないから、15文字を後世の躰入と見たのであろう。栞齋の『轉注説』の出発点は、『説文』叙の記述を離れて初めて轉注の説明が可能になると考えたところにある。「如此ク改正シテ、考老ノ説、建類一首、同意相受ノ語ヲ刪ラバ、六書ノ義始メテ説クコトヲ得ベシ」という栞齋の言葉に、彼自身の躰入論の意図が端的に見られるのである。

## 4. 栞齋『轉注説』の意義の総括

### (1) 栞齋と朱駿聲の轉注説について

栞齋以外に、「令」「長」を轉注の挙例とした人物がいる。清代に『説文通訓定聲』を著した、朱駿聲(1788~1858)である。栞齋が『轉注説』を書いたのは天保六年(1835)であり、その年のうちに栞齋は没している。『轉注説』は栞齋晩年の著作だったのである。朱駿聲の『説文通訓定聲』<sup>17</sup>が世に出たのは道光二十年(1848)であり、栞齋の『轉注説』より13年後である。朱駿聲が『説文通訓定聲』に「令」「長」を轉注の挙例としたのは栞齋の『轉注説』を知っていたのか、朱駿聲の独創であるのか、以下考察したいと考える。

朱駿聲は「轉注者、體不改造、引意相受、令長是也。假借者本無其意、依聲託字、朋來是也(轉注なる者は、体は改ため造らず、意を引き相ひ受く。令・長是なり。假借なる者は本と其の意なく、声に依り字を託す。朋・來是なり)」と述べるが、轉注の挙例をなぜ「令」「長」に求めたのであろうか。

『説文通訓定聲』に「許氏自叙考老之悵、惟江氏分部之説得之。許不曰考老而曰考考者、部末孝字、子亦會意、意不專受於老也。雖然轉注一法、許實誤解。正有不必爲前賢諱者(許氏自叙の考老の悵、惟江氏は分部の説に之を得るのみ。許は考老を曰わずして考考を曰うは、部末の孝字、子は亦會意にして、意は専ら老於り受けざるなり。雖然ども、轉注は一法なりて、許は實に誤解せり。正に必ずしも前賢の爲に諱まざる者有り)」とある。

17 各字を部首で配列せず、古韻十八部によって配列した。語音の同類に語義の関連を認め字注に応用している。

「正有不爲前賢諱者」は、「必ずしも前賢（許慎）のためにかばいかくすことをしないものがある」の意であろう。江氏とは、江永のこと。「孝」は「老」の省略形と「子」の会意であって、「老」とは意味を異にして転注ではないとしている。「孝」と「考」の字の成り立ちの違いから、許慎の転注には「誤解」があると朱駿聲は言う。『説文』叙の転注の「建類一首」からすると、「老」の省略形を用いた文字はみな老の意味に帰し、それゆえ全て転注と解されるからである。『説文』の矛盾を椽齋は羈入説を持ち出し、朱駿聲は「許實誤解」と断じた。

次に朱駿聲の転注について考察してみる。

「轉注者、體不改造、引意相受、令長是也……凡一意之貫注、因其可通而通之爲轉注……就本字本訓、而因以展轉引申爲他訓者曰轉注……依形作字、觀其體而申其義者轉注也……轉注一字具數字之用、而不煩造字……（転注なる者は、体は改造せず、意を引き相ひ受く、令長是なり。……凡そ一意の貫注して、其の通ず可きに因りて之を通ずるを転注と爲す。……本字本訓に就きて、因りて展轉引伸を以て他の訓を爲す者を転注と曰ふ。……形に依りて字を作し、其の体を觀、其の義を申ぶる者は転注なり。……転注は一字に数字の用を具ふ、而して造字を煩わさず……）」とあり、ある本字がその字のままで他の意に転じることを転注としている。この方法により多くの造字をしなくて済むとその効用を述べている。「体不改造」は字を改造しない、の意味。「引意相受」は朱駿聲の造語であって、『説文』叙の「同意相受」の「同意」を完全な同意ではなく範囲を拡げて緩慢に解釈し、似た意味に転化することを言う。すなわち、椽齋と同じく転注を同字異義と解している。

朱駿聲は転注の挙例に「令」「長」を挙げるが、その理由については特に述べていない。ただ前後の記述から察すると、「考」「老」の挙例には「孝」字をもって矛盾があるために否とし、義の転化による「令」「長」挙例は転注として矛盾がないからであろう。

朱駿聲の転注が同字異義に行き着いたところを見れば、椽齋の転注と同じと言ってよい。①両者ともに転注を同字異義としている。②また「令」「長」を転注の挙例としたのは椽齋と朱駿聲のみである。③朱駿聲が転注の説明に用いた「展轉引申」は、椽齋が江永から引いて、転注の考証の第一の論拠としたものである。④加えて朱駿聲が椽齋の『轉注説』記述の13年後に『説文通訓定聲』を著し、両書の成立は時代的に近接している。これらを考え併せれば、朱駿聲は椽齋の『轉注説』を知っていて、それを応用したという可能性が非常に高いと思われる。

江戸時代には長崎に中国船が頻繁に来航しており、元禄・享保頃、唐本屋清兵衛など中国から漢籍を輸入する専門業者もいて、漢籍を多く輸入していた。また日本は漢籍の佚書の宝庫として知られていたため、日本から漢籍が中国へ還流することもあり得た。清の嘉慶年間に翁広平（1760～1842）は中国国内で『吾妻鏡』を入手し、嘉慶19年に『吾妻鏡補』を著した。『吾妻鏡』は鎌倉幕府の歴史を記録したもので、『日本国志』とも名付けている。翁広平は『吾妻鏡補』の中で83種の日本典籍（日本で校訂出版された中国の佚書も含まれる）を参考本として挙げている。その中で日本人が著述した典籍は36点ある。『続日本紀』『神皇正統記』『令義解』『性靈集』などの名が見える<sup>18</sup>。翁

18 大庭脩・王勇編『典籍』日中文化交流史叢書9大修館書店（1996.5）p. 302～304 参照

広平は来日の経験がなく、それでいて楳齋・朱駿聲の時代にこのように多くの日本の典籍が中国に渡来しているのである。そういった状況を考えるなら、楳齋の『轉注説』の内容が朱駿聲に伝わることはさほど難事とは思われない。また楳齋は当代随一の漢籍の収集家で、当然それらを商う貿易商との関わりはあったはずで、楳齋の死後彼らを媒介として楳齋の『轉注説』が中国に流入する可能性は十分に考えられる。

従来、朱駿聲が楳齋の論を応用して転注論を展開した可能性を論じた論考はなく、なぜか両者を別個にとらえている。中国では楳齋のことをほとんど知らないであろうから無理もないが、日本で楳齋と朱駿聲が比較研究されなかったのは、大きな盲点であったと指摘されよう。

## (2) 楳齋『轉注説』の時代的な意義について

楳齋は、転注の解を『説文』叙の15文字の範囲の外に求めたことは、たびたび述べた。屢入説による15文字の除去は、この解に至るための楳齋の筋道であった。最終的に、楳齋は「轉注」という熟語の文字解析を通してこれを説明した。「轉注ハ轉運灌注ノ義ニテ、文字ノ本義ヲメグラシ使フヲ云フナリ」がそれである。「文字ノ本義ヲメグラシ」は字の本義の転化を言い、数字同義の「同意相受」とは相容れない。楳齋の転注の解釈は、15文字を転注の全てと考える論に比べ、一考すべき説と言える。なぜなら同じ文字内で起こりうる同字異義が、果たして『説文』叙の15文字で説明できるのか。否である。よってこれが楳齋と朱駿聲の功績である。楳齋は屢入説を持ち出すことによって「轉運灌注ノ義」を得、朱駿聲ははっきりと許慎の間違いを指摘して、「就本字本訓而因以展轉引申爲他訓者曰轉注（本字本訓に就きて、因りて以て展轉引伸し、他訓を為す者を転注と曰ふ）」との結論を得たのである。両者ともに転注を進歩的に理解したものと筆者は理解する。また楳齋は「令」「長」を転注の挙例とすることで、仮借と転注の区分を明確にしている。転注は本字が義を転化する方法、仮借は文字の声を借りる方法に限定している。「令」「長」を転注の挙例とすることにより、義の転運灌注のあるものはすべて転注で、同声の文字を用いる仮借との住み分けを明確にしている。

江永の転注説の意義が明確にされ、世に周知される役割を果たしたものが楳齋の『轉注説』である。楳齋の『轉注説』が敷衍され、転注の義が更に整理されているものが、後の朱駿聲の『説文通訓定聲』と見てよいと思う。したがって、『説文通訓定聲』が転注を解説した著名な一書として語られるならば、当然国を超えて楳齋の『轉注説』も同様に価値あるものとして語られて然るべきであろう。楳齋の屢入説については考証上無理があると考えますが、江永の転注同字異義説に光を当て、『轉注説』を通じて世に開示・解説したことは先駆的な功績であると筆者は考える。

先にも述べたが、『説文』叙からみれば、転注はどうしても互訓説にならざるを得ない。「建類一首、同意相受、考老是也」には諸説があるが、「数字一義」と解釈するのが一番近いように思えるからである。したがって戴震、段玉裁の転注説が『説文』叙の転注15文字の意図に一番沿ったものと筆者は考える。しかし、六書は『説文』以前に確立されているから、『説文』の転注説が正しいかどうかについては確定されているわけではない。また、六書が一つ一つの文字の造字方法かあるいは使用法に関わるものとするれば、互訓説による転注は果たして六書の分類の中に入れていいものかどうか、という

疑問が残る。互訓は2字以上の数字にまたがるからである。したがって、一字の使用法としての同字異義の転注は考慮すべき一説であると考えられる。

### (3) 掖齋以後の同字異義の転注論について

掖齋・朱駿聲より後に、さらに同字異義の転注の意味を更に明確にした文字学者がいる。河野六郎氏(1912~1998)である。彼の著書『文字論(三省堂1994.9)』第四章「轉注考」の中から、ここに要約させていただく。

「禾(甲骨文)は、甲骨文では「年」(甲骨文)の意味で使っていた。「年」は、甲骨文字では「从禾从人(禾したが从人したが)」で収獲を意味する会意文字である。つまり「禾」は穀物を表わす意味が主で、意味上、穀物と収獲から連想される年を兼ねることになり、その紛れを解消するために「年」字ができたというのである。「立」もまた、金文には「位」で示されることが多い。これも「年」と同様に、「のち同字異語の曖昧を避けて後者に人偏を加形して位の字を作った」と河野氏は述べる。これは転注の限界を超えたものになるので、形声文字の誕生となる。

河野氏は同字同義で発音の異なるものも転注に含めている。例えば「一つは車の字である。この字には九魚切(kio)と昌遮切(tsia)の二音がある。朝鮮で「普通、電車・汽車など」は「chaの発音」であるが「自転車はca-jǒn-gǒ、停車場はcǒng-gǒ-jang」と「前者のkǒを使う」「同じ意味になるが、しかし二つの語であることは間違いないから、やはり同字異語の例である」。これは同字同義異音である。「もう一つは樂の字である。これは『音楽』の場合はガク(五角切ngák)であるが、『タノシ』の場合はラク(盧各切lák)である。すなわち同一の字で二つの語を表しているのである」。

以上のように河野氏は転注を「同字異語」という言葉で言い表している。同字異語は、基本的には掖齋の同字異義とほとんど同じ意味である。ただ掖齋の同字異義に比べて、同字同義異音のものも含めて同字異語とした。河野氏が転注の義を「同字異語」の名の下に非常に明快に限なく説明しているのは、卓見といえよう。河野氏は「その(形声文字の)体系化の過程に転注と仮借という現象が起ったのである。……しかし同字異語の状態は文字の表語機能を不明にするものであるから、早晩、解消されねばならず、漢字では形声文字化によってそれを計り、かくてほぼ完全な表語文字を確保したのである」と述べ、転注の生成の状況とその範囲を示している。

### 参考文献

『轉注説』與謝野寛、正宗敦夫、與謝野晶子編纂校訂『狩谷掖齋全集』第三 覆刻日本古典全集 現代思潮社(1978.4)

梅谷文夫『狩谷掖齋』日本歴史学会編集 吉川弘文館(1994.1)

許慎『説文解字』中華書局(1963.12)

段玉裁『説文解字注』上海古籍出版社(1981.10)

鈴木由次郎『漢書藝文志』明德出版社(1968.6)

漢班固選・唐顔師古注『漢書藝文志』

中田勇次郎『中國書論大系』第一卷・第三卷 二玄社(1977.7)『四體書勢』(上田早苗譯)、『論書表』(福本雅一譯)、『書斷』卷上(杉村邦彦譯)

- 福田襄之介『中國字書史の研究』明治書院（1979.2）
- 河野六郎『文字論』第四章「轉注考」三省堂（1994.9）
- 阿辻哲次『漢字學《說文解字》の世界』東海大学出版会（1985.3）
- 阿辻哲次「六書についての一考察」中国語学会『中国語学』228（1981.11）
- 福田哲之『説文以前小学書の研究』創文社（2004.12）
- 大庭脩・王勇編『典籍』日中文化交流史叢書9大修館書店（1996.5）
- 朱駿聲『説文通訓定聲』藝文印書館（1966）
- 柯明傑『朱駿聲《説文通訓定聲》之研究』文津出版社（2008.2）